厚生労働省の定める掲示事項

きらり健康生活協同組合 とやのクリニック

診療に従事する者

所長　　山本　喜代志（医師・管理者）

東北厚生局長への施設基準届出事項

当院は以下の指定を受けています

・保険医療機関

・労災指定医療機関

・生活保護指定医療機関

（1）　基本診療料

・夜間・早朝加算

・明細書発行体制等加算

・機能強化加算

・外来感染対策向上加算

・連携強化加算

・電子的診療情報連携体制整備加算

・情報通信機器を用いた診療

・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）

・処方箋料（一般名処方加算 1・2）

（2）　特掲診療料

・生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）

・小児科外来診療料

・在宅療養支援診療所

・ニコチン依存症管理料

・がん患者指導管理料

・在宅時医学総合管理料

（又は特定施設入居時等医学総合管理料）

・在宅がん医療総合診療料

・在宅医療情報連携加算

夜間早朝加算について

夜間・早朝等加算は厚労省の告示・通知に則り、初診料または再診料と併せて算定します。

診療明細書に関する事項

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お伝えください。

また、自己負担のない場合（全額公費負担を除く）にも明細書を無料発行しております。

機能強化加算算定にあたり

当院ではかかりつけ医として下記を行っています。

・生活習慣病や認知症等に対する治療や管理

・他の医療機関で処方されるお薬を含め、服薬状況等を踏まえたお薬の管理

・予防接種や健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談。必要に応じた、専門の医療機関に対するご紹介

・介護保険の利用に関するご相談

・必要に応じた訪問診療や往診（要契約）

・体調不良等、患者さんからの電話等による問い合わせに対する対応

外来感染対策向上加算について

当院では院内の感染対策について以下の基準を満たしております。院内の感染対策マニュアルに関しては別途掲示をご覧ください。

・院内感染管理者の配置
・医療機関内に感染委員会の設置、生協内での感染管理部会、医療安全部会の設置及び感染症の患者を適切に診療する体制
・感染防止対策につき A234-2 感染対策向上加算 1 に係る届出を行っている医療機関との連携

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。より正確な情報の取得・活用のため、マイナンバーカードによるオンライン資格確認等の利用にご協力をお願い致します。

当院は医療 DX を通じた質の高い医療を提供できるよう以下の取り組みをしております。

・オンライン請求
・明細書発行
・オンライン資格確認を行う体制
・医師が電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室・処置室等において閲覧又は活用できる体制
・マイナ保険証利用率 30%以上である
・マイナポータルの医療情報等に基づき、利用者からの健康管理に係る相談に応じる体制
・DX 推進体制等の院内掲示及びウェブサイトへの掲載

情報通信機器を用いた診療について

当院では「オンライン診療の適切な実施に関する指針（厚労省）」を遵守した上でオンライン診療を実施しております。オンライン診療の初診においては向精神薬の処方は行いません。

一般名処方加算について

昨今、医療用医薬品の供給が不安定なことから、当院では処方箋の交付にあたり、一般的名称※にて薬剤を記載しています。また、令和 6 年 10 月より長期収載品について、医療上の必要性が認められない場合で、患者様が長期収載品を希望する場合は選定療養となります。

一般的名称にて処方することで、調剤薬局に置いて同一成分・剤形・含量の薬剤を選択することができ、ご不明な点は医師または職員までご相談ください。

在宅医療情報連携加算

当院は在宅で療養している患者さんの状態に応じて、患者の同意の上で ICT を活用して医療・介護・福祉施設等と連携体制をとっております。

主な連携機関

・あづま脳神経外科病院指定居宅介護支援事業所
・居宅介護支援事業所みずわの郷
・特別養護老人ホームロング・ライフ
・ほうらい薬局
・ヘルパーステーションはなみずき
・せいふうケアリハビリ・ホーム方木田
・アスケア訪問入浴福島
・あふろのキューピット
・有限会社エヌケイ商事
・日本ウィルチェアー株式会社福島支店
・ダスキンヘルスレント福島ステーション
・介護ショップマルフジ

生活習慣病管理料算定にあたり

利用者から求めがある場合、利用者の状態を踏まえて 28 日以上の長期の投薬及びリフィル処方を適切に行います。なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

ニコチン依存症管理料

当院は禁煙治療を行っています。当院は敷地内禁煙です。

保険外負担に関する事項

当診療所では、保険外負担料（紙おむつ代、敷きパッド代等）、各種証明書・診断書、任意予防接種等は、利用回数・使用量に応じた実費のご負担をお願いしております。

2026 年 6 月 1 日　診療報酬改定に伴い改版